審査請求人 〇〇 〇〇 処分庁 須坂市教育委員会

## 裁 決 書

審査請求人が提起した処分庁による下記保有個人情報の部分開示決定に対する審査 請求事案について、次のとおり裁決する。

## 主 文

本件処分に係る審査請求について一部認容とする。なお、不開示とした箇所のうち、別表に掲げる部分についての処分を取り消す。

### 事案の概要

- 1 審査請求人は、2023 年 12 月 12 日付けで、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。)第 76 条第 1 項の規定に基づき、 実施機関に対し、「○○○○ ○○小学校に在籍していた時の記録(いじめに関する もの)」(以下「本件請求文書」)の開示を請求した。
- 2 処分庁は、2023 年 12 月 27 日付けで、個人情報保護法第 82 条第 1 項の規定に基づき、当該請求に対して以下の理由により一部を不開示とする本件処分を行い、審査請求人に通知した。
  - (1) 個人の指導、相談等に関する個人情報について、開示することで関係者間の信頼関係を損なうおそれがあるため。
  - (2) 開示請求者以外の者に関する個人情報について、権利利益を侵害するおそれがあるため。
- 3 審査請求人は、本件処分を不服として、2024年2月9日付けで、処分庁に対し、 行政不服審査法(平成26年法律第68号)に基づき審査請求を行った。

## 審理関係人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

処分庁が行った本件処分のうち、「個人の指導、相談等に関する個人情報について、開示することで関係者間の信頼関係を損なうおそれがある部分」として不開示とした箇所についての不開示決定処分を取り消し、開示決定を求める。

### 2 審査請求人の主張要旨

開示決定通知中、「個人の指導、相談等に関する個人情報について、開示することで関係者間の信頼関係を損なうおそれがある」としていることについて、個人情報保護法第78条に規定する例外事由に該当しないため、開示請求に対して不当な制約を受け、知る権利が侵害されていると主張している。その理由は次のとおりである。

- (1) 今回の処分のうち、開示請求者以外の者に関する個人情報については、開示が不可能であること、また、「個人の指導・相談等に関する情報について、開示することで関係者間の信頼関係を損なうおそれ」について、「当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」があることを理由に不開示とした箇所のうち、学校での児童に対する聞き取りやアンケート調査の実施という点においては、学校と児童の間における信頼関係から成立しているものであり、この部分の内容が開示されてしまうと、今後、同様の事案があった際に、調査等の実施に支障が出てしまう可能性があるということについては理解しており、また、このことを理由に当該箇所について不開示とすることに対しては仕方がないと考えている。
- (2) しかし、学校内部での教職員同士で打ち出した方針や、学校と教育委員会間での協議内容等、行政機関内部でのやり取りについてまで、当理由により不開示とするのは、性質としてはあてはまらないのではないかと考えており、この点については開示されてしかるべきである。

## 3 処分庁の主張要旨

処分庁の主張は概ね次のとおりである。

- (1) 「個人の指導、相談等に関する個人情報について、開示することで関係者間の信頼関係を損なうおそれがある」については、個人情報保護法第78条第1項第7号の「当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」に該当するため不開示とした。
- (2) また、同法第79条に基づき、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が

含まれている場合においては、不開示情報に該当する部分を除いた部分を開 示すると規定されていることから、部分開示とした。

## 理 由

1 須坂市情報公開・個人情報保護審査会の判断

審査庁は2024年4月2日付けで、個人情報保護法第105条第3項において準用する同条第1項の規定に基づき諮問した。

同年11月11日、審査会は答申第1号をもって、審査庁に答申した。

なお、審査会答申により示された本件審査請求に対する審査会の判断は次のと おりである。

(1) 「関係者間の信頼関係を損なうおそれ」の個人情報保護法第78条第1項第7号の該当性

「個人の指導、相談等に関する情報について、開示することで関係者間の信 頼関係を損なうおそれがあるため」という理由が、個人情報保護法第78条第 1項第7号の「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正 な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当するかということについて は、個人情報保護委員会事務局作成の「個人情報の保護に関する法律につい ての事務対応ガイド」より、個人情報保護法第78条第1項第7号の「その他 当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼす おそれがあるもの」の一例として、「同種のものが反復されるような性質の事 務又は事業であって、ある個別の事務又は事業に関する情報を開示すると、 将来の同種の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものし が挙げられており、例えば本事案からすれば、学校が聞き取った内容で、文 書化したものを請求人側に開示した場合に、今後将来、別の人物から同様も しくは類似の案件で請求を受け、これに対し調査が必要な場面が発生したと しても、調査対象者側からすれば、聞き取られた内容を前回同様に開示され てしまうのであれば、初めから調査には応じないという対応をされかねな い、というように、過去の事例から将来的に同様の事案が発生した際に上記 のような支障を及ぼすおそれがあるということが考えられる。

したがって、関係者間の信頼関係を損なうおそれがある場合とは、個人情報保護法に明記はされていないが、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」の一例として、上記文言に該当すると評価できる場合は不開示にできることとし、具体的には、第三者・関係者の発言内容、聞き取り調査に関するやりとりについて開示されると、将来の同種の事案における事務(聞き取り等)に支障をき

たすおそれがある部分についてが、これにあたるものとして判断する。

また、実施機関が不開示とした箇所において、校長や教頭、担任などの学校職員の発言内容や方針などで、開示をしても今後同種の事務に支障が生じ得ないと判断ができる箇所においては、当該箇所について開示すべきである。具体的には、学校側が指導経過を文書作成して渡すのではなく、口頭で伝えるといった発言や、請求人及び関係者への対応について、教員間で報告を行ったことなど、学校側が通常業務として行った発言や対応などが該当し、上記については、請求人側の希望に沿っていない内容であるとしても、学校側とすれば普段から定めているルールに基づき、当然とるべき対応を実施したまでであるため、このことを理由に関係者間の信頼関係を損ない、また今後、同種の事務や事業を行う上で支障が生じるとは考えにくい。

さらに、複数ある開示文書において、重複した内容で記載されたもののうち、一方では不開示となっているが、他方では開示されている内容については、請求人側とすれば既に把握している内容であり、このことからも、開示をすることによって、関係者間の信頼関係を損なうおそれや、今後同種の事務や事業を行う上で支障が生じるおそれがあるとは考えにくいことから、開示をしても差し支えないと判断する。

なお、開示請求に係る児童が既に別の学校へ転校をしていることによる、「関係者間の信頼関係を損なうおそれがある」という点については、本件、いじめに関する事案を現在も継続対応していることなどから、単に転校したという一事のみで、関係者間の信頼関係を損なうおそれがないとは言えず、個別具体的に見る必要があると考えるべきである。

#### (2) 個人情報の該当性

開示文書のうち、個人名、関係者の居住している地域名等については、その記載から個人を特定することができ、またそのことによって、特定された個人に対する権利利益を侵害するおそれがあることから、当該記載箇所を不開示とすることは妥当であるが、関係者が在籍、もしくは進学先としている学校名については、(1)でも前述したように、既に別の文書において同様の内容が開示されていたり、また狭い地域内で進学先が必然的に決まっていたりするといったこと等から、この記載が原因で個人を特定するに至るとは言い難い。

したがって、当該内容の記載箇所において不開示としている部分について は開示が妥当である。

### (3) その他

その他、(1)及び(2)の要件に当てはまらないが、不開示としている箇所のうち、日付や時刻の記載については、開示されている箇所と不開示としている

箇所があり、このうち、不開示とした箇所について、その理由を実施機関へ確認を行ったところ、一部の箇所を不開示としたことについての明確な理由が示されなかったことから、既に一部の日付や時刻が開示されている箇所があることを鑑み、当該箇所についてはすべて開示することが妥当である。

## 2 結論

審査庁においても、審査会の答申を尊重して「1 須坂市情報公開・個人情報保護審査会の判断」と同様の理由により、本件決定を一部取り消した上で、別表に掲げる部分を公開すべきであると判断する。

以上のとおり、行政不服審査法第 46 条第 1 項の規定により、主文のとおり裁決する。

2024年12月17日

審査庁 須坂市長 三 木 正 夫

### (教示)

1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、須坂市を被告として(訴訟において須坂市を代表する者は須坂市長となります。)、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違 法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、須坂市を被告として(訴訟において須坂市を代表する者は須坂市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。

2 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

# 別表

※行数:上からの数、表題・項目名を含む。字数:句読点・記号を含む。(空白は含まない)

( ) はそれぞれ1字

※文書の表記:A(令和4年度教育相談報告用紙)、B(6年 $\bigcirc$ 000 4年 $\bigcirc$ 0さん記録)、C(いじめに関わる児童の転出について)とする。

文書	頁	開示する部分
A	1	9行目 15字目から 22 字目まで
A	2	11 行目 19 字目から 20 字目まで
		20 行目 1 字目から 23 行目最後まで
В	1	13 行目 1 字目から 14 行目最後まで
В	2	10 行目 6 字目から 12 字目まで
В	4	8行目1字目から10行目最後まで
		12 行目 1 字目から 9 字目、21 字目から最後まで
В	7	5行目1字目から最後まで
		6行目8字目から最後まで
		26 行目 1 字目から 28 行目最後まで
		29 行目 1 字目から 30 行目最後まで
	8	1 行目 34 字目から 3 行目最後まで
В		5行目1字目から4字目、13字目から最後まで
		13 行目 1 字目から 5 字目、13 字目から最後まで
		18 行目 5 字目から 9 字目、17 字目から最後まで
		27 行目 1 字目から最後まで
		30 行目 1 字目から 5 字目、11 字目から最後まで
В	9	2行目1字目から5字目、13字目から最後まで
В	11	7行目5字目から最後まで
		8行目1字目から最後まで
		11 行目 1 字目から最後まで
		12 行目 5 字目から 11 字目、20 字目から最後まで
		20 行目 5 字目、14 字目から最後まで
В	12	30 行目 1 字目から 32 行目最後まで
		33 行目 16 字目から最後まで
В	15	15 行目 14 字目から最後まで
		16 行目 18 字目から最後まで

В	18	5行目 16 字目から最後まで 7行目 14 字目から最後まで 8行目 1 字目から最後まで 21 行目 1 字目から 22 行目最後まで 23 行目 16 字目から最後まで
В	19	1行目5字目から2行目最後まで
С	1	21 行目 16 字目から 17 字目まで 23 行目 9 字目から 11 字目、15 字目から 24 行目最後まで 25 行目 3 字目から最後まで 26 行目 3 字目から最後まで